

乳幼児用ベッドの消安法規制が変わります

昨年 12 月 10 日、消費生活用製品安全法(消安法)の政令改正が閣議決定され、乳幼児用ベッドが同法の子供用特定製品に指定されました。これにより、乳幼児用ベッドの従来
の規制に加え、新たな義務が追加されることとなります。その内容は次のとおりです。

1) 規制の対象となる乳幼児用ベッドの製造又は輸入事業者は、当該ベッドにその使用に適した年齢、使用に関して注意を促す文言の表示を行うことが必要となります。

使用に適した年齢の表示に当たっては、国が定める使用年齢基準に適合することが求められます。

2) 新しい規制では、消安法の技術基準への適合性に加え、使用年齢基準への適合性について、義務を履行した場合に PSC マークの表示が可能となり、現在の PSC マーク(◇)の様式も変更となります。

3) 新しい規制の開始日は、2025 年 12 月 25 日からとなっています。

なお、現行の消安法の規定に基づいて PSC マークの表示が付された乳幼児用ベッドについては、2027 年 3 月 24 日までは旧 PSC マークのまま販売することが認められます。

新しい消安法規制の詳細については、同法の技術基準省令、運用解釈通達などによって明らかになりますが、これらについては、現在、経済産業省において制定手続きを進めているところです。

今後、規制の詳細が明らかになりましたら、その都度情報をお知らせします。



お問合せ先
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)
東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516
E-Mail:info@mgsl.or.jp